

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第八十五号

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則の一部を改正する規則

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則（平成二十六年七月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「奈良県農業大学校条例」を「なら食と農の魅力創造国際大学校条例」に、「第十条第一項、第十一条第三項、第十二条及び第十五条」を「第十二条第一項、第十三条第三項、第十四条及び第十七条」に改める。

第二条中「第七条、第八条及び第九条第二項」を「第九条、第十条及び第十一条第二項」に、「奈良県農業大学校」を「なら食と農の魅力創造国際大学校」に改める。

第五条第一項及び第二項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第七条中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に、「農業研究開発センター所長」を「校長」に改める。

第十条第一項中「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項第二号」を「第十三条第三項第二号」に改める。

第十一条第一項中「第十二条」を「第十四条」に改める。

第十二条中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第五条第一項及び第二項、第六条並びに第九条中「校長」とあるのは「指定管理者」と、第七条中「農業研究開発センター所長」とあるのは「指定管理者」を「第五条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第九条中「校長」とあるのは「指定管理者」」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「奈良県農業大学校校長」を「なら食と農の魅力創造国際大学校校長」に改める。

第三号様式中「奈良県農業大学校条例第11条第3項」を「なら食と農の魅力創造国際大学校条例第13条第3項」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。